

武蔵村山市第三次男女共同参画計画

平成29年度

推進状況調査報告書

武蔵村山市男女共同参画推進委員会

平成31年1月

はじめに

武蔵村山市では、平成12年に「武蔵村山市男女共同参画計画」（計画期間：平成12年度～21年度）、平成22年に「武蔵村山市第二次男女共同参画計画」（計画期間：平成22年度～26年度）を策定し、男女共同参画社会の実現に努めてきました。

そして、平成27年に「武蔵村山市第三次男女共同参画計画」（計画期間：平成27年度～31年度）を策定し、基本理念「誰もが自分らしくイキイキと暮らせる社会をつくりましょう」のもと、全ての市民が性別にかかわらず、それぞれの人権・個性・能力・価値観が尊重される男女共同参画社会の実現に向けて、積極的な取組を進めています。

本報告は、第三次計画に登載した79事業について、平成29年度における施策の進捗状況を取りまとめたものであり、今後更なる事業の推進に向けて、指針となるものです。

目次

推進状況調査の概要

1 調査の概要	1
2 計画の体系	2
3 調査結果の見方	4

推進状況調査結果

1 自己評価調査結果	5
2 事業一覧	7
3 重点事業進捗状況	10
目標1 男女平等の意識づくり	11
(1) 男女平等意識の啓発・醸成	11
(2) 家庭や地域、学校、事業所等における男女平等の意識づくり	11
(3) 男女共同参画センターの周知啓発と機能の充実	14
目標2 男女の人権の尊重	15
(1) 互いの性の尊重	15
(2) 男女の基本的な人権としての健康支援	15
(3) 配偶者等からの暴力の防止と被害者の支援	17
(4) セクシュアル・ハラスメントや 性犯罪の防止と被害者の支援	24
目標3 様々な分野における男女共同参画の推進	26
(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進	26
(2) 地域社会における男女共同参画の推進	27
(3) 防災分野における男女共同参画の推進	27
(4) 国際理解・国際交流の推進	28
目標4 就労における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進	29
(1) 男女とも多様な働き方のできる社会の形成	29
(2) ワーク・ライフ・バランスの推進	30
(3) 男性の家事・育児・介護への参加の促進	33
男女共同参画推進市民委員会からの意見	34

参考資料

武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会設置要綱
武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会委員名簿
武蔵村山市男女共同参画推進委員会設置要綱
武蔵村山市男女共同参画推進委員会委員名簿

推進状況調査の概要

1 調査の概要

(1) 目的

武蔵村山市第三次男女共同参画計画に登載されている79事業を、計画体系に基づき取りまとめ、計画の推進状況を明らかにするとともに、今後における推進のための指針とする。

(2) 調査項目

事業名、担当課、事業内容、29年度目標、29年度実施内容、目標値（重点事業のみ）、現状値（重点事業のみ）、評価、30年度目標

2 計画の体系

基本理念

基本目標

誰もが自分らしくイキイキと暮らせる社会をつくりましょう

目標 1 男女平等の意識づくり

目標 2 男女の人権の尊重

目標 3 様々な分野における
男女共同参画の推進

目標 4 就労における男女共同参画とワ
ーク・ライフ・バランスの推進

主要課題

(1) 男女平等意識の啓発・醸成

(2) 家庭や地域、学校、事業所等における男女平等の意識づくり

(3) 男女共同参画センターの周知啓発と機能の充実

(1) 互いの性の尊重

(2) 男女の基本的な人権としての健康支援

(3) 配偶者等からの暴力の防止と被害者の支援
<DV防止基本計画>

(4) セクシュアル・ハラスメントや性犯罪の防止と被害者の支援

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

(2) 地域社会における男女共同参画の推進

(3) 防災分野における男女共同参画の推進

(4) 国際理解・国際交流の推進

(1) 男女とも多様な働き方のできる社会の形成

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

(3) 男性の家事・育児・介護への参加の促進

施策

①男女平等意識の啓発
②男女平等と人権に配慮した表現の推進

①家庭・地域における男女平等意識の形成
②学校等における人権尊重教育の実施
③市内事業所における男女平等意識の形成
④市役所における男女平等意識の形成

①男女共同参画センターの周知の強化
②男女共同参画センターの機能の充実

①男女相互の身体や性の理解・尊重の促進
②性的少数者に対する理解と配慮の促進

①ライフステージに対応した健康づくりの支援
②女性の生涯を通じた健康支援

①被害の未然防止・早期発見のための取組
②相談業務の充実
③被害者の保護
④被害者の自立支援
⑤関係機関との連携

①セクシュアル・ハラスメントや性犯罪の防止
②セクシュアル・ハラスメントや性犯罪の被害者の支援

①本市の政策・方針決定過程への女性の参画促進
②事業所、農業、自営業分野における方針決定過程への女性の参画促進
③教育の場における女性の登用促進

○地域社会における男女共同参画の推進

○平常時及び災害発生時における男女共同参画の推進

○互いの文化・習慣の理解と尊重

①就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保
②女性の(再)就業に向けた支援

①仕事と生活との両立支援策の推進
②充実した多彩な暮らしの実現に向けた支援
③生活上の困難を抱える男女のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援

①男性の長時間労働の縮減
②男性の家庭生活への参加の促進

3 調査結果の見方

目標1 男女平等の意識づくり (1) 男女平等意識啓発・醸成

重点事業は数値目標が設定されており、平成31年度までに達成する目標値と、平成29年度現在の現状値が記載されています。

この事業で実施すべき内容が記載されています。重点事業については、重点目標が記載されています。

29年度に実施した内容が記載されています。この内容に基づき自己評価を行います。

No.	事業名	事業内容	29年度目標 (前年度に記入)	29年度実施内容	目標値	評価	30年度目標
	担当課				現状値		
1	男女平等に関する各種情報の提供【重点事業】	市民が男女共同参画のことを身近に感じ、男女共同参画を自身の問題として理解することを支援するため、市報や市ホームページ、男女共同参画情報誌「YOU・I」、啓発ポスターなど多様な媒体を活用して男女平等やワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)等についての情報を提供します。 【重点目標】 男女共同参画情報誌「YOU・I」の配布企業数	・男女平等の視点に関するパネル展を1回以上実施する。 ・市内事業所20か所以上に情報誌YOU・Iを配布する。	・男女共同参画週間に合わせ、市役所1階ロビーと緑が丘ふれあいセンターでパネル展を実施したほか、男女共同参画週間の主旨についてフェイスブックに掲載して周知した。 ・情報誌YOU・Iを3回発行し、市民活動団体、講座参加者、各家庭への配布を行ったが、事業所への配布は、金融機関5か所への配布に留まった。	30企業	C	・男女平等の視点に関するパネル展を1回以上実施する。 ・市内事業所20か所以上に情報誌YOU・Iを配布する。
	協働推進課				5企業		

この事業の名称と、担当する課が記載されています。一つの事業を複数の課が担当している場合もあります。

29年度の目標が記載されています。

29年度に実施した内容に基づき各課が自己評価を記入します。

A 十分進捗し、大きな成果が得られている。
B 概ね進捗し、具体的な成果が得られている。
C 事業を実施しているが、具体的な成果は得られていない。
D 不十分で課題が多い。
E 事業を実施していない。

29年度に実施する目標・内容を各課が記入します。ここに記入した目標が取り組まれているかどうか、次年度に確認します。

推進状況調査結果

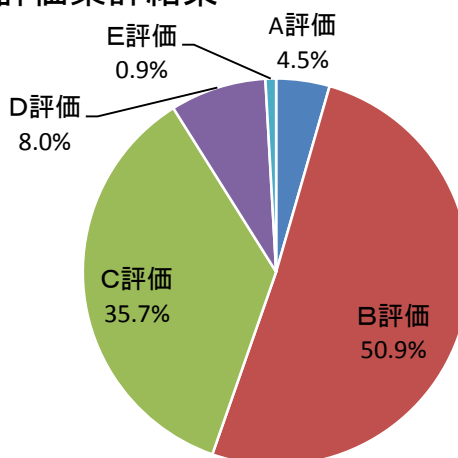
1 自己評価調査結果

自己評価：平成29年度に行った事業に対し、担当課が以下の区分に従い自己評価しています。

A	十分進捗し、大きな成果が得られている。
B	概ね進捗し、具体的な成果が得られている。
C	事業を実施しているが、具体的な成果は得られていない。
D	不十分で課題が多い。
E	事業を実施していない。

自己評価集計結果

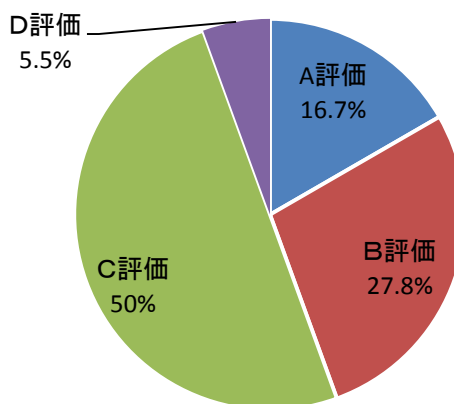
評価	件数		29年度構成比
	28年度	29年度	
A	3	5	4.5%
B	49	57	50.9%
C	53	40	35.7%
D	3	9	8.0%
E	4	1	0.9%
合計	112	112	100%



目標別集計結果

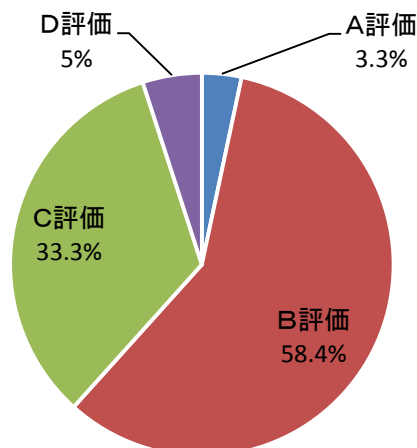
目標1 男女平等の意識づくり

評価	件数		29年度構成比
	28年度	29年度	
A	0	3	16.7%
B	10	5	27.8%
C	6	9	50.0%
D	0	1	5.5%
E	2	0	0.0%
合計	18	18	100%



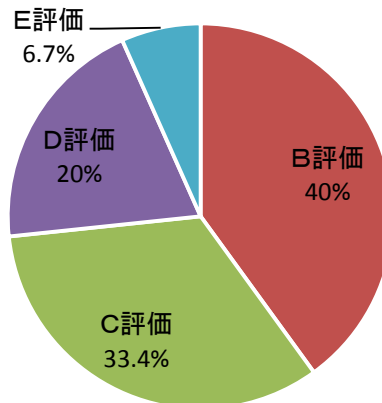
目標2 男女の人権の尊重

評価	件数		29年度構成比
	28年度	29年度	
A	2	2	3.3%
B	27	35	58.4%
C	31	20	33.3%
D	0	3	5.0%
E	0	0	0.0%
合計	60	60	100%



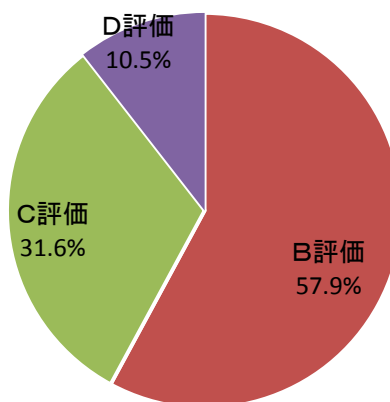
目標3 様々な分野における男女共同参画の推進

評価	件数		29年度構成比
	28年度	29年度	
A	1	0	0.0%
B	3	6	40.0%
C	8	5	33.4%
D	1	3	20.0%
E	2	1	6.7%
合計	15	15	100%



目標4 就労における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進

評価	件数		29年度構成比
	28年度	29年度	
A	0	0	0.0%
B	9	11	57.9%
C	8	6	31.6%
D	2	2	10.5%
E	0	0	0.0%
合計	19	19	100%



担当別自己評価一覧

担当課	A	B	C	D	E	合計
秘書広報課			1			1
企画政策課・協働推進課			1			1
職員課		3	2			5
防災安全課		2		2		4
協働推進課	3	15	11	4	1	34
産業振興課		2	1	2		5
地域福祉課		3				3
高齢福祉課		4				4
障害福祉課			4			4
子育て支援課		17	1			18
子ども育成課		1	1			2
生活福祉課		4				4
健康推進課		2	5	1		8
教育総務課		2				2
教育指導課		1	10			11
文化振興課			2			2
スポーツ振興課		1				1
全課	2		1			3
合計	5	57	40	9	1	112

2 事業一覧

目標1 男女平等の意識づくり

No.	事業名	担当課	ページ
1	男女平等に関する各種情報の提供【重点事業】	協働推進課	11
2	男女平等の視点での市刊行物の見直し	全課	
3	メディア・リテラシーを育成する学習機会の充実	協働推進課	
4	地域における男女平等の啓発	協働推進課	
5	男女共同参画週間事業の実施	協働推進課	12
6	学習機会の提供の充実	協働推進課、文化振興課	
7	人権尊重教育の推進	教育指導課	
8	教職員研修	教育指導課	
9	男女平等の視点に基づく進路指導の充実とキャリア教育の推進	教育指導課	13
10	事業主等への要請	協働推進課	
11	職員への男女平等研修の実施	職員課	
12	育児・介護休業取得に向けての環境づくり【重点事業】	職員課	
13	市内事業所との意見交換会	協働推進課	14
14	センターの周知【重点事業】	協働推進課	
15	センターの機能の充実	協働推進課	
16	センターの事業内容の充実	協働推進課	
17	センタースタッフの育成	協働推進課	

目標2 男女の人権の尊重

No.	事業名	担当課	ページ
18	年代に応じた性教育の推進	協働推進課、教育指導課	15
19	性的少数者に関する講座の開催【重点事業】	協働推進課	
20	小・中学校における個別的支援	教育指導課	
21	学習機会の提供の充実	健康推進課	
22	心とからだの健康づくりの推進【重点事業】	健康推進課、スポーツ振興課	16
23	疾病の予防と健診事業の充実	健康推進課	
24	健康相談の充実	健康推進課	
25	更年期を理解するための情報提供	健康推進課	

No.	事業名	担当課	ページ
26	妊産婦のための相談体制の充実	健康推進課	17
27	女性に対する健(検)診事業の充実	健康推進課	
28	健診等による被害者発見時の対応	健康推進課	
29	被害者発見時の通報の周知	地域福祉課、子育て支援課 教育総務課、教育指導課	18
30	全国的な運動週間と連動した集中的な啓発	協働推進課、子育て支援課	
31	意識啓発のための情報の提供・発信【重点事業】	協働推進課、子育て支援課	
32	若年層に対する暴力の防止に向けた教育の推進	協働推進課、教育指導課 文化振興課	19
33	相談業務の充実	協働推進課、子育て支援課	
34	相談員の資質向上	子育て支援課	
35	被害者の状況に応じた相談機能の充実	高齢福祉課、障害福祉課 子育て支援課、生活福祉課	20
36	相談機関の周知	子育て支援課	
37	被害者の安全確保	子育て支援課	
38	特に支援を要する様々な被害者への対応	高齢福祉課、障害福祉課 子育て支援課、生活福祉課	21
39	被害者の支援に係る情報の取扱いへの留意	全課	
40	民間シェルターへの支援	子育て支援課	
41	配偶者暴力相談支援センター機能の検討	子育て支援課	22
42	被害者の自立のための支援	子育て支援課	
43	市内居住希望者に対する支援	子育て支援課	
44	子どもがいる家庭に対する支援	子育て支援課、子ども育成課 教育総務課	23
45	関連する法制度の運用	全課	
46	関係機関との連携強化	地域福祉課、高齢福祉課 障害福祉課、子育て支援課、生活福祉課	
47	庁内各部署の連携の強化	子育て支援課	24
48	セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為防止に向けた広報・啓発	協働推進課	
49	庁内等におけるセクシュアル・ハラスメント対策【重点事業】	職員課、教育指導課	
50	性暴力の根絶に向けた広報・啓発の推進	協働推進課	25
51	セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為等の被害者支援の充実	協働推進課、子育て支援課	
52	庁内等におけるセクシュアル・ハラスメント苦情相談・苦情処理体制の充実	職員課、教育指導課	

目標3 様々な分野における男女共同参画の推進

No.	事業名	担当課	ページ
53	各種審議会等への女性の参画促進【重点事業】	企画政策課・協働推進課	26

No.	事業名	担当課	ページ
54	市役所における女性管理職登用の促進	職員課	26
55	広聴機会の充実	秘書広報課	
56	女性リーダー育成	協働推進課	
57	農業、自営業への男女共同参画	産業振興課	27
58	市内事業所における女性登用の促進	協働推進課	
59	女性教員の管理職登用の促進	教育指導課	
60	男女共同参画の推進を担う地域活動団体の育成と連携【重点事業】	協働推進課	
61	消防団、自主防災組織への女性の参画促進	防災安全課	28
62	男女共同参画の視点に立った地域防災計画の推進	防災安全課	
63	避難所における男女共同参画の推進	防災安全課	
64	防災会議委員への女性の登用【重点事業】	防災安全課	
65	国際ガールズ・デーに連動した国際交流イベントの開催【重点事業】	協働推進課	
66	国際交流の推進と外国都市との友好交流の促進	協働推進課、教育指導課	

目標4 就労における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進

No.	事業名	担当課	ページ
67	市民・事業者に向けた情報提供	産業振興課	29
68	復職・再就職等を支援する講座の開催【重点事業】	協働推進課	
69	女性の起業に関する情報提供・支援	協働推進課	
70	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた就労支援	協働推進課、産業振興課 高齢福祉課、子ども育成課	30
71	職場環境の見直し、意識改革の推進	産業振興課	31
72	ワーク・ライフ・バランス推進事業所の認定【重点事業】	協働推進課	
73	地域活動への支援	協働推進課	
74	多世代の交流支援	協働推進課	
75	特に支援を要する市民に対する支援の充実	地域福祉課、障害福祉課 子育て支援課、生活福祉課	32
76	長時間労働縮減に向けた啓発	産業振興課	33
77	家庭内での男女平等意識の推進	協働推進課	
78	男性の育児・介護休業取得に向けた啓発・支援と事業者への働きかけ	協働推進課	
79	モデルケースの紹介【重点事業】	協働推進課	

3 重点事業進捗状況

社会情勢や本市の現状を踏まえ、課題解決に向けて特に重点的に取り組むべき事業を「重点事業」として位置付けています。重点事業には数値目標を設けており、目標に基づいた進捗管理を行うこととしています。

No.	事業名	担当課	重点目標	現状値 (26年度末)	進捗状況					目標値
					27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
1	男女平等に関する各種情報の提供	協働推進課	男女共同参画情報誌「YOU・I」の配布企業数	0企業	5企業	5企業	5企業			30企業
12	育児・介護休業取得に向けての環境づくり	職員課	男性職員の育児休業取得率	0%	0%	0%	14.3%			10%
14	センターの周知	協働推進課	男女共同参画センターの認知度	52.2%	不明	不明	26%			80%
19	性的少数者に関する講座の開催	協働推進課	講座の開催回数	0回	0回	0回	0回			1回
22	心とからだの健康づくりの推進	健康推進課	健康教室(ヘルシースリム教室)参加者数	31人	30人	30人	26人			70人
		スポーツ振興課	総合体育館の利用者数	37,951人	84,729人	84,724人	88,533人			40,000人
31	意識啓発のための情報発信	協働推進課	DVIについての認知度	78.9%	不明	不明	不明			90%
		子育て支援課	DVIについての認知度	78.9%	不明	不明	不明			90%
49	庁内等におけるセクシュアル・ハラスメント対策	職員課	セクシュアル・ハラスメント防止研修の実施	0回	0回	0回	1回			年1回
		教育指導課	セクシュアル・ハラスメント防止研修の実施	隔年1回	2回	2回	2回			年1回
53	各種審議会等への女性の参画促進	企画政策課・協働推進課	審議会委員の女性割合	28.8%	28%	28.5%	29.4%			40%
60	男女共同参画の推進を担う地域活動団体の育成と連携	協働推進課	男女共同参画団体の発足数	1団体	1団体	0団体	0団体			2団体
64	防災会議委員への女性の登用	防災安全課	防災会議の女性委員数	3人	3人	3人	2人			4人
65	国際ガールズ・デーに連動した国際交流イベントの開催	協働推進課	イベントの開催回数	0回	1回	1回	1回			1回
68	復職・再就職等を支援する講座の開催	協働推進課	講座の開催回数	0回	1回	2回	3回			年1回
72	ワーク・ライフ・バランス推進事業所の認定	協働推進課	認定企業数	0企業	0企業	0企業	0企業			1企業
79	モデルケースの紹介	協働推進課	ワーク・ライフ・バランス講座、パネル展の開催回数	1回	1回	1回	2回			2回

目標1 男女平等の意識づくり

(1) 男女平等意識の啓発・醸成

No.	事業名	事業内容	29年度目標 (前年度に記入)	29年度実施内容	目標値	評価	30年度目標
	担当課				現状値		
1	男女平等に関する各種情報の提供 【重点事業】	市民が男女共同参画のことを身近に感じ、男女共同参画を自身の問題として理解することを支援するため、市報や市ホームページ、男女共同参画情報誌「YOU・I」、啓発ポスターなど多様な媒体を活用して男女平等やワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)等についての情報を提供します。 【重点目標】 男女共同参画情報誌「YOU・I」の配布企業数	・男女平等の視点に関するパネル展を1回以上実施する。 ・市内事業所20か所以上に情報誌YOU・Iを配布する。	・男女共同参画週間に合わせ、市役所1階ロビーと緑が丘ふれあいセンターでパネル展を実施したほか、男女共同参画週間の主旨について、市報及びフェイスブックに掲載して周知した。 ・情報誌YOU・Iを3回発行し、市民活動団体、講座参加者、各家庭への配布を行ったが、事業所への配布は、金融機関5か所への配布に留まった。	30企業	C	・男女平等の視点に関するパネル展を1回以上実施する。 ・市内事業所20か所以上に情報誌YOU・Iを配布する。
	協働推進課				5企業		
2	男女平等の視点での市刊行物の見直し	本市が広報・出版物で情報を発信する際には、男女平等の視点に配慮して、ジェンダーに捉われず人権を尊重した表現を用いることを徹底します。	男女共同参画担当課である協働推進課が率先して意識づくりを行い、各課に対し配慮を促していく。	言葉やイラスト等により男女の性別イメージが固定化されないように、表現を注意した。		C	男女共同参画担当課である協働推進課が率先して意識づくりを行い、各課に対し配慮を促していく。
	全課						
3	メディア・リテラシーを育成する学習機会の充実	メディアからもたらされる膨大な情報のうち、男女の性役割や暴力を助長する表現等を市民一人ひとりが無批判に受け入れるのではなく、主体的に読み解く力・活用する力をつけるための学習を推進・支援します。また、市報や市ホームページ等を通じて、インターネット上の人権侵害の防止のための情報提供を行います。	市報、ホームページ、SNS、情報誌YOU・I等の媒体を用いてメディア・リテラシーの啓発を行う。	緑が丘ふれあいセンターにおいて、新聞の記事を毎日切り貼りし展示することで、メディア・リテラシーに関する意識を啓発した。		D	市報、ホームページ、SNS、情報誌YOU・I等の媒体を用いてメディア・リテラシーの啓発を行う。
	協働推進課						

(2) 家庭や地域、学校、事業所等における男女平等の意識づくり

4	地域における男女平等の啓発	本市主催のイベント等に男女共同参画ブースを出展するなど、地域で啓発活動を実施します。	イオンモール、村山デエダラまつり、市内各イベントなど、人が多く集まる機会パネル展を実施し、意識啓発に努める。	イオンモールでパネル展を実施したほか、村山デエダラまつりでDV及びセンターの認知度を上げるための啓発を行った。		B	人が多く集まる様々な機会パネル展を実施し、意識啓発に努める。
	協働推進課						

No.	事業名	事業内容	29年度目標 (前年度に記入)	29年度実施内容	目標値	評価	30年度目標
	担当課				現状値		
5	男女共同参画週間事業の実施	男女共同参画週間に合わせて集中的な意識啓発活動を行います。	男女平等の視点に関するパネル展を1回以上実施する。	男女共同参画週間に合わせ、市役所1階ロビーと緑が丘ふれあいセンターでパネル展を実施したほか、男女共同参画週間の主旨について、市報及びフェイスブックに掲載して周知した。		B	男女平等の視点に関するパネル展を1回以上実施する。
	協働推進課						
6	学習機会の提供の充実	家庭における男女平等や人権尊重、ワーク・ライフ・バランス等について様々な視点からの意識啓発を図るため、講座・講演会や家庭教育学級など学習機会の提供・支援を行います。講座・講演会等の実施に当たっては、多くの市民が学習できるように広報を充実させるとともに、テーマや実施時間を見直します。また、子育て中の市民のために託児付きの事業を実施します。	物づくり、料理、アートなど、趣味や生きがいを見出し、ワーク・ライフ・バランスを充実させるための講座を、5回以上実施する。また、緑が丘ふれあいセンターの講座は、全て託児付きで実施する。 (協働推進課)	女性の健康支援として、健康ウォーキングやヨガを体験する「キラキラかがやき塾」を5回、「輝き続けるための女性の健康塾」を1回、いきがい講座を1回、計7回実施した。また、緑が丘ふれあいセンターでは、全ての講座を託児付きで実施した。 (協働推進課)		A	物づくり、料理、アートなど、趣味や生きがいを見出し、ワーク・ライフ・バランスを充実させるための講座を、5回以上実施する。また、緑が丘ふれあいセンターの講座は、全て託児付きで実施する。 (協働推進課)
	協働推進課 文化振興課		引き続き家庭教育講座を実施し、学習機会の提供を行っていく。 (文化振興課)	家庭教育講座は計2講座を開催し、延べ50人の参加者があった。なお、子育て中の市民のための託児付き事業については、平成29年度より、託児のための人員予算を協働推進課で一括計上することとなった。 (文化振興課)			C
7	人権尊重教育の推進	子どもの頃から人権意識・男女平等意識を高めるため、人権教育や男女平等に関する資料等を活用し、人権尊重教育を推進します。	道徳教育をはじめとする小・中学校9年間の教育活動全般を通して、意図的・計画的・継続的にいじめ撲滅に向けての取組及び指導を推進していく。また、同様に全ての教育活動を通して人権教育を推進していく。	各学校で作成した人権教育全体計画及び道徳年間指導計画等に基づき、全ての教育活動を通して、人権感覚の涵養及びいじめ撲滅に向けた資質・能力の育成を、意図的・計画的・継続的に進めてきた。		C	小・中学校9年間の発達の段階を踏まえた男女平等に係る人権感覚を育成するため、道徳の教科化を踏まえた道徳教育の充実と、全ての教育活動を通じた人権教育を推進していく。
	教育指導課						
8	教職員研修	教職員が男女共同参画について十分に理解した上で児童・生徒の指導に当たるようにするため、初任者研修や十年経験者研修、OJT等において「人権教育プログラム」(東京都教育委員会)等を活用した研修を行います。	各小・中学校の教職員が、児童・生徒一人一人の人権の大切さを自覚するという姿勢で継続的に指導を行う。さらに、児童・生徒理解に基づいた学習指導、生活指導、教室環境整備等を不断に充実させていく。	児童・生徒一人一人の人権を大切に教育活動を推進するため、全教職員を対象とした研修会を夏季休業日中に実施した。		C	各小・中学校の教職員が、自己の人権感覚を見つめなおし、適切な言動で児童・生徒への指導ができるよう、指導を継続する。また、LGBTIに関する理解の促進を図る取組を推進する。
	教育指導課						

No.	事業名	事業内容	29年度目標 (前年度に記入)	29年度実施内容	目標値	評価	30年度目標
	担当課				現状値		
9	男女平等の視点に基づく進路指導の充実とキャリア教育の推進	児童・生徒が性別による固定的な役割分担意識に捉われずに主体的に進路(職業)を選択する能力・態度を育むため、各学校で人権尊重等の視点からの生活指導、進路指導、職場体験等を計画的に行います。	各小・中学校において、キャリア教育の研修会を意図的・計画的に実施するための資料等の充実を図る。	各小・中学校で、キャリア教育が充実するよう、夏季休業日中に研修会を実施した。また、進路指導主任会を通して、各小・中学校のキャリア教育の充実を推進した。		C	児童・生徒が性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、志をもって学校生活が営めるよう、各小・中学校におけるキャリア教育の充実に資する研修会を計画的に実施する。
	教育指導課						
10	事業主等への要請	男女共同参画社会の実現に向けて、商工会等を通じて市内事業所の事業主に対する働きかけを行います。 【具体的内容】 ・商工会との協働による市内事業所向けセミナーの開催 ・商工会を通じた啓発パンフレットの配布	引き続き情報誌の配布等により事業所に対し意識啓発を行うとともに、アンケート等を実施し、現状を把握する。	商工会及び市内事業所5か所に情報誌YOU・Iを配布した。また、事業者に対しアンケートを実施し、男女共同参画状況調査を行った。		B	引き続き情報誌の配布等により事業所に対し意識啓発を行う。
	協働推進課						
11	職員への男女平等研修の実施	市職員に男女平等意識を定着させるため、対象者や対象階層を絞った研修を行います。また、東京都市町村職員研修所が実施する研修への職員派遣を行います。	引き続き、東京都市町村職員研修所が実施する「男女共同参画社会形成研修」への職員派遣を行う。	東京都市町村職員研修所が実施する「男女共同参画社会形成研修」への職員派遣を行った。また、性的少数者に対する理解と配慮を促進し、性の多様性を認め合う社会を作るための意識を醸成することを目的としてLGBT研修を実施した。		C	引き続き、東京都市町村職員研修所が実施する「男女共同参画社会形成研修」への職員派遣を行う。
	職員課						
12	育児・介護休業取得に向けての環境づくり【重点事業】	市職員が育児・介護休業を躊躇(ちゆうちよ)せず取得できるようにするため、育児・介護休業関連制度を周知し、職場における機運の醸成を図ります。特に、女性職員に比べて実績が少ない男性職員の育児・介護休業取得を促します。 【重点目標】 男性職員の育児休業取得率	引き続き男性職員の育児休業取得率が向上するよう努める。	育児休業、育児参加休暇等の子を持つ職員に関する各種制度について解説した冊子「健やかな成長を願って」を子が生まれた職員に配布し、取得率の向上を図った。平成29年度における男性職員の育児休業の新規取得対象者に対する取得者の割合は1/7人であった。	10%	B	男性職員が育児休業を取得しづらい原因を分析し、新規取得対象者に対して効果的なアプローチを行うことで取得率の向上に努めていく。
	職員課				H29年度新規対象者(男性職員)取得率14.3%		
13	市内事業所との意見交換会	市職員が市内事業所職員の男女平等に関する意識や実態を理解した上で職務に当たることを目的として、市内事業所の職員と市職員との間で男女共同参画に関する意見交換会を行います。	市内事業所における現状や職員の意識を把握するため、市内事業所に対しアンケート等を実施する。	事業者に対しアンケートを実施し、男女共同参画状況調査を行った。		C	アンケート結果を元に、事業者に対して情報提供等を行い市とつながっていく。
	協働推進課						

No.	事業名	事業内容	29年度目標 (前年度に記入)	29年度実施内容	目標値	評価	30年度目標
	担当課				現状値		

(3) 男女共同参画センターの周知啓発と機能の充実

14	センターの周知【重点事業】	誰もが気軽に利用できる身近な男女共同参画センターを目指して、市民のセンターに対する認知度を高めるための取組を行います。センターのホームページを充実させるとともに、情報誌やメールマガジンを発行します。	イオンモール、村山デエダラまつり、市内各イベントなど、人が多く集まる機会アンケート等を実施し、センター認知度を測る。	認知を伺うアンケートを、村山デエダラまつりで実施した結果、41人中16人が、事業者に実施した結果、24人中1人がセンターを知っていた。	80%	C	今後も、人が多く集まる様々な機会アンケート等を実施し、センターを周知し男女共同参画の啓発を行っていく。
	協働推進課	【重点目標】 センター認知度		認知度 17/65人 26%	26%		
15	センターの機能の充実	市民誰もが気軽に利用できる身近な男女共同参画センターとするため、相談業務や情報コーナーの整備・充実、交流サロンの設置、他自治体発行の情報誌等の収集・提供、男女共同参画関連図書への取り組みます。	ツイッターやフェイスブックを活用して相談事業の広報を強化し、より多くの市民に利用していただけるセンター作りを努める。	フェイスブックの活用やチラシの配布により各種事業の広報を行った。また、健康、料理、メンタル、DV、LGBT等をテーマに男女共同参画関連書籍を充実させ、情報提供の強化をした。		B	特に、相談事業の周知についてフェイスブック等で広報を強化する。
	協働推進課						
16	センターの事業内容の充実	講座や講演会等の開催、女性の再就職支援、男女共同参画を推進する人材(講師、リーダー、ボランティア)の育成、男性の地域参加支援、シニアライフ支援など、地域で生活する市民のための取組を充実させます。また、男女共同参画センター登録団体の活性化のため、団体の発足やネットワークづくりを支援するとともに、登録団体ガイドブックの発行、団体活動紹介ブース等を設置します。	目的と対象を明確にした事業を実施し、講座参加者の増加を図る。特に、ウィメンズチャレンジプロジェクトの名を冠した創業・再就職支援の講座を実施する。	男性対象講座や父子料理教室、ひとり親支援カフェなど、対象を絞った事業を実施した。また、登録団体の交流の場として、ふれあいフェスティバルを開催した。		A	シニアライフ支援事業を実施する。また、男女共同参画センター登録団体の活性化のため、団体の発足やネットワークづくりを支援する。
	協働推進課						
17	センタースタッフの育成	誰もがより気軽に利用できる身近な男女共同参画センターとするため、男女共同参画センタースタッフ、サポートスタッフを育成します。	内容や目的を精査しながら、研修等に積極的に参加し、課題解決や市民サービス向上につながるスキルや知識の習得に努める。	男女共同参画研修や会計講座等に職員を派遣し、知識の習得やスキルアップに努めた。また、学生インターンシップの実施により、男女共同参画の推進を担う若い世代の育成にも取り組んだ。		A	内容や目的を精査しながら、研修等に積極的に参加し、課題解決や市民サービス向上につながるスキルや知識の習得に努める。
	協働推進課						

目標2 男女の人権の尊重

(1) 互いの性の尊重

No.	事業名	事業内容	29年度目標 (前年度に記入)	29年度実施内容	目標値	評価	30年度目標
	担当課				現状値		
18	年代に応じた性教育の推進	男女ともそれぞれの身体について十分に理解し、性に対する正しい知識を身に付けるようにするため、学校等において男女の性についての認識を育てる学習の充実に努めます。	パネル展やSNS等による情報発信を行うほか、国や都が作成しているパンフレットやカードを配布して意識啓発を行う。 (協働推進課)	デートDV防止啓発パネル展を1回開催した。また、デートDVやDV相談ナビのカード等で啓発を行った。 (協働推進課)	/	C	パネル展やSNS等による情報発信を行うほか、国や都が作成しているパンフレットやカードを配布して意識啓発を行う。 (協働推進課)
	協働推進課 教育指導課		情報社会における情報リテラシー教育との関連を図った指導の再体系化を推進する。 (教育指導課)	体育・保健体育等を通して、学習指導要領に基づいた性に対する正しい知識を身に付けるための学習を、各小・中学校にて実施した。 (教育指導課)			C
19	性的少数者に関する講座の開催 【重点事業】	性的少数者に対する市民の理解促進のため、性同一性障害等の性的少数者を取り巻く人権課題等に関する市民向けの講座を開催します。 【重点目標】 講座の開催回数	市民を対象にしたLGBT講座を1回開催する。また、パネル展やリーフレットの配布によるLGBT周知啓発に努める。	市民を対象にした講座は実施しなかったが、LGBTに関するパネル展をイオンモール等で実施した。また、職員を対象にしたLGBT研修を1回実施した。	1回	D	市民を対象にしたLGBT講座を1回開催する。
	協働推進課			0回			
20	小・中学校における個別的支援	性的少数者である児童・生徒の人権を擁護するため、支援を要する児童・生徒の状況に応じて個別の対応を図ります。	文部科学省のパンフレットをもとに支援を要する児童・生徒の実態を把握する。	性的少数者である児童・生徒の人権を踏まえ、各学校でその状況に応じた個別の対応を推進した。	/	C	性的少数者である児童・生徒の実態を把握するとともに、適切な個別の対応がとれるよう、管理職等の理解を一層推進するための研修会を実施する。
	教育指導課						

(2) 男女の基本的人権としての健康支援

21	学習機会の提供の充実	健康づくりに関する講座や講演会等を開催して、市民に対する学習機会の提供と健康づくりの支援を行います。講座や講演会等の開催に当たっては、多くの市民が学習できるようにするため、広報手段の充実や内容、実施時間の見直しを行います。また、子育て中の市民の参加を支援するため、託児付きの事業を実施します。	引き続き市民に対する学習機会の提供と健康づくりの支援を行うとともに、幅広い世代の市民に講座や講演会等に参加してもらえるよう開催方法を検討していく。	託児付きの親子講演会を3回実施した。	/	B	健康をテーマにした親子講演会を年6回実施する。
	健康推進課						

No.	事業名	事業内容	29年度目標 (前年度に記入)	29年度実施内容	目標値	評価	30年度目標
	担当課				現状値		
22	心とからだの健康づくりの推進【重点事業】	男女が健康な状態で暮らすことができる社会の実現を目指し、食事や健康管理に関する講演会等を開催して、健康意識の普及・充実を図ります。また、気軽に参加できるスポーツ教室の開催や学校の体育施設の地域開放、総合体育館の機能の充実により、市民の体力の向上を図ります。 【重点目標】 ・健康教室(ヘルシーリズム教室)参加者数 ・総合体育館の利用者数	健康教室(ヘルシーリズム教室)参加者数:50人 (健康推進課)	教室名を「ヘルシーリズム」から「健康寿命を延ばそう」に変更し、健康について幅広く学習できる事業内容とした。 参加者数:26人 (健康推進課)	70人	C	市民の健康意識や健康状態の向上のため、健康教室の内容を見直し、参加者数の増加に努める。
	健康推進課 スポーツ振興課				26人		
23	疾病の予防と健診事業の充実	各種がん検診や健康診査の実施、健康に関する情報を提供することにより、がん等の疾病の早期発見、早期治療を図るとともに、疾病に対する市民の正しい理解を支援します。また、健(検)診の対象者に情報が届くように、広報手段を充実させます。	各種がん検診を引き続き行い、がん等の疾病の早期発見につなげていく。	特定健診等を利用し、健(検)診等の健康に関する情報提供を実施した。また、がん検診等で要精密となった方には、疾病の早期発見、早期治療の必要性を通知した。	40,000人	C	引き続き、各種健(検)診等を利用し、健康に関する情報提供を行い、受診勧奨に努める。
	健康推進課						
24	健康相談の充実	各種疾病の予防や日常の健康等に関する正しい知識を普及するとともに、市民の健康に対する関心を高めるため、健康相談を行います。また、相談を必要とする市民に情報が届くように、広報手段を充実させます。	多くの市民が参加しやすいように、開催場所等を工夫しながら引き続き健康相談を行っていく。	市民の利便性を考慮し、地区会館等でも健康相談を実施したが、相談数の増加にはつながらなかった。	40,000人	D	相談者の利便性を考慮し、相談を市役所で行う。また、引き続き電話相談を実施し、市民の健康に対する関心の向上に努める。
	健康推進課						
25	更年期を理解するための情報提供	更年期における男女の体調の変化等に対する正しい知識の普及を図るとともに、更年期に伴う症状の理解や症状の緩和についての啓発活動を実施します。	引き続き電話相談を実施するとともに、更年期について正しく理解するための情報提供を行う。	更年期における相談は0件であった。施設内にポスターを掲示し、東京都の専門相談窓口等の周知を行った。	40,000人	C	引き続き電話相談を実施するとともに、更年期について正しく理解するための情報提供を行う。
	健康推進課						

No.	事業名	事業内容	29年度目標 (前年度に記入)	29年度実施内容	目標値	評価	30年度目標
	担当課				現状値		
26	妊産婦のための相談体制の充実	妊産婦が抱える様々な悩みに対応するための相談体制を充実させます。市報や母子健康手帳交付時の面接を活用して、相談を必要とする市民に広く周知します。	引き続き、母子手帳交付時の面接、赤ちゃん訪問、健診等を通じて、相談を行っていく。	「子育て世代包括支援センターハグはぐ・むらやま」で。母子手帳交付の際に、保健師が全ての妊婦と面接を実施し、妊娠期から子育て期にわたる相談に応じた。	/	B	「子育て世代包括支援センターハグはぐ・むらやま」を市民に周知し、利用者数の増加に努める。
	健康推進課						
27	女性に対する健(検)診事業の充実	女性特有のがん(乳がん、子宮頸がん)検診や健康診査について、内容や広報の充実に努めるとともに、働く女性が受診しやすいような健(検)診の在り方を検討します。	検診内容の充実を図るとともに、働く女性が検診を受けやすい環境を整備し、がんの早期発見につなげていく。	働く女性も健(検)診等を受けやすくするため、土曜日の健(検)診を設定し、環境整備に努めた。	/	C	引き続き、働く女性が健(検)診を受けやすい環境整備に努める。
	健康推進課						

(3) 配偶者等からの暴力の防止と被害者の支援

28	健診等による被害者発見時の対応	DVの被害者を早期に発見して被害の深刻化を防ぐため、健診等を通じてDVを発見した場合には、関係機関と連携して速やかに適切な対応を取ります。	引き続き、関係機関との連携を図るため、母子相談につなげていく。	健診等におけるDV等の相談は0件だった。	/	C	引き続き、関係機関との連携を図るため、母子相談につなげていく。
	健康推進課						
29	被害者発見時の通報の周知	市民や学校関係者、医療関係者、福祉関係者に対して、「DV防止法」に基づく通報について周知し、意識の定着を図ります。	引き続き、民生・児童委員へDV等に関する啓発に努めていく。 (地域福祉課)	DV等に関する啓発チラシや、講演会等の案内を配布して、周知に努めた。 (地域福祉課)	/	B	引き続き、民生・児童委員へDV等に関する啓発に努めていく。 (地域福祉課)
			引き続き、要保護児童対策地域協議会の実務者会議等においてDV等の事例紹介や検証等を行い意識の向上を図る。 (子育て支援課)	要保護児童対策地域協議会を通じて、学校関係者、医療関係者及び福祉関係者等に対する周知に努めた。 (子育て支援課)			引き続き、要保護児童対策地域協議会の実務者会議等においてDV等の事例紹介や検証等を行い意識の向上を図る。 (子育て支援課)
	地域福祉課 子育て支援課 教育総務課 教育指導課		各関係機関との連携を強化し、問題発生時に速やかに対応できる体制作りと対応マニュアルの整備を進める。 (教育総務課)	DV等が疑われる案件に対しては、学校等の関係機関と連携して速やかに適切な対応を取るよう努めた。 (教育総務課)	/	B	就学援助費の申請の際に市が作成している子育てサポートのパンフレット等を配布する。また、窓口に備え付け、必要に応じて情報提供を行う。 (教育総務課)
			学校だけでは対応が困難であるケースに迅速に対応できるよう、関係機関との連携体制整備に努める。 (教育指導課)	4月定例校長会にて被害者発見時の通報義務について周知するとともに、子ども家庭支援センターと連携を密にし、情報・行動連携を推進した。 (教育指導課)			各小・中学校と関係機関との連携体制を維持しながら、学校だけでは対応が困難なケースにも迅速な対応が取れる教職員の意識の醸成を推進する。 (教育指導課)

No.	事業名	事業内容	29年度目標 (前年度に記入)	29年度実施内容	目標値	評価	30年度目標
	担当課				現状値		
30	全国的な運動週間と連動した集中的な啓発	全ての市民に「暴力は決して許さない」という意識を定着させるため、全国的な「女性に対する暴力をなくす運動」の期間中にDV防止のためのパネル展やパープルリボン運動等を実施して、集中的な啓発を行います。	女性に対する暴力をなくす運動の期間に合わせ、パネル展やSNS等による情報発信を行う。 (協働推進課)	国際ガールズデーの期間に、映画「私はマララ」の上映及びパネル展を行った。また、女性に対する暴力をなくす運動の期間に合わせ、市役所と緑が丘ふれあいセンターでパネル展及び図書の展示を実施した。 (協働推進課)		B	女性に対する暴力をなくす運動の期間に合わせ、パネル展やSNS等による情報発信を行う。 (協働推進課)
	協働推進課 子育て支援課		引き続き、女性に対する暴力をなくす運動に合わせて、東京都女性相談センター等と連携して集中的な啓発を行う。 (子育て支援課)	女性に対する暴力をなくす運動に合わせて、東京都女性相談センター等と連携して市内イベントなどにおいて啓発活動を行った。 (子育て支援課)			C
31	意識啓発のための情報の提供・発信【重点事業】	DVのメカニズムや背景・実態等に関する市民や医療関係者、福祉機関の理解を深めるため、DVについてのパンフレットを作成・配布するとともに、市報や市ホームページなど多様な手段や機会を通して情報を提供します。 【重点目標】 DVについての認知度	イオンモール、村山デエダラまつり、市内各イベントなど、人が多く集まる機会アンケート等を実施し、DVの認知度を測る。 (協働推進課)	DV防止を啓発するパネル展を実施したが、認知度を図る取り組みはしなかった。 (協働推進課)	90%	C	人が多く集まる様々な機会アンケート等を実施し、DVの認知度を測る。
	協働推進課 子育て支援課		引き続きリーフレット及びカード配布事業を継続してゆく。 (子育て支援課)	市民に対し窓口、村山デエダラまつり及びFOODグランプリにおける授乳及びおむつ替えスペース並びに市民総合センター、緑ヶ丘出張所及び児童館等の市内施設においても啓発のためのリーフレット及びカードの配布を行った。 (子育て支援課)	不明		

No.	事業名	事業内容	29年度目標 (前年度に記入)	29年度実施内容	目標値	評価	30年度目標	
	担当課				現状値			
32	若年層に対する暴力の防止に向けた教育の推進	デートDVや暴力の防止について、若年層が主体的に考えることを支援するため、デートDVや暴力の防止についてのパンフレットの配布等を通して、教育の充実を図ります。	パネル展やSNS等による情報発信を行うほか、国や都が作成しているパンフレットやカードを配布して意識啓発を行う。 (協働推進課)	デートDV防止啓発パネル展を1回開催した。また、JKビジネスについて、ホームページで注意を促した。 (協働推進課)	/	C	パネル展やSNS等による情報発信を行うほか、国や都が作成しているパンフレットやカードを配布して意識啓発を行う。 (協働推進課)	
			日常の教育活動において、児童・生徒が相互に一人の人間であるという意識をもって生活するように指導を行っていく。 (教育指導課)	各学校で作成した人権教育全体計画及び道徳年間指導計画等に基づき、全ての教育活動を通して、人権感覚の涵養及びいじめ撲滅に向けた資質・能力の育成を、意図的・計画的・継続的に進めてきた。 (教育指導課)			C	日常の教育活動において、児童・生徒相互に一人の人間であるという意識をもって生活するように指導を行っていく。 (教育指導課)
	協働推進課 教育指導課 文化振興課		国や都が作成している既存のパンフレット等を、講座や事業の際に配布する。 (文化振興課)	文化振興課窓口や公民館、学習等供用施設等で、国や都作成のパンフレットを配布した。また、指導者を対象とするパンフレット等については、青少年関係の委員等へ配布した。 (文化振興課)				C
33	相談業務の充実	被害者が抱える悩みや問題の解決を図るため、相談窓口において被害者の安全確保と生活の安定に向けた助言・支援を行います。女性スタッフが対応することにより、被害者が安心して悩みを打ち明けることのできる環境を確保します。 今後、相談に対するニーズを踏まえ、弁護士による法律相談や、休日や夜間でも相談できる体制の整備について検討します。	引き続き相談事業を毎月実施し、男女共同参画やジェンダーの視点を持った専門的立場からの助言を行う相談を実施するとともに、窓口の周知を積極的に行い、市民が気軽に利用できるよう努める。 (協働推進課)	市民が安心して相談できる場として、女性弁護士による法律相談と、心の保健室を毎月開催した。また、市報等で毎月相談日を周知した。 平成29年度相談件数71件 (協働推進課)	/	B	引き続き相談事業を毎月実施し、男女共同参画やジェンダーの視点を持った専門的立場からの助言を行う相談を実施するとともに、窓口の周知を積極的に行い、市民が気軽に利用できるよう努める。 (協働推進課)	
	協働推進課 子育て支援課		引き続き、話しやすい環境下での母子相談の実施により被害者への支援・助言等を行う。 (子育て支援課)	母子相談を実施し、被害者が相談できる環境の確保に努めた。また、法的相談を要するケースに対しては、市の行う法律無料相談及び法テラスを案内した。なお、休日、夜間の相談に対するニーズについては、調査は行っていないが、要望等は寄せられていない。 (子育て支援課)			B	引き続き、話しやすい環境下での母子相談の実施により被害者への支援・助言等を行う。 (子育て支援課)
34	相談員の資質向上	被害者の悩みや問題の解決を図り、相談窓口や各種手続の担当窓口での二次被害を防止するため、窓口や相談担当者を主な対象とした研修を実施します。併せて、相談業務に関するマニュアルを作成することを検討します。	資質向上のため、東京都の研修受講と、連絡会への参加を継続して行う。	東京都による母子自立支援・婦人相談員の研修を受講し、東京都相談員連絡会の参加し情報交換と共有認識により、相談員の資質向上を図った。	/	B		資質向上のため、東京都の研修受講と、連絡会への参加を継続して行う。
	子育て支援課							

No.	事業名	事業内容	29年度目標 (前年度に記入)	29年度実施内容	目標値	評価	30年度目標
	担当課				現状値		
35	被害者の状況に応じた相談機能の充実	外国人や高齢者、障害者など、多様な状況の被害者に応じた相談体制を整備し、あらゆる被害者への相談に応じます。	引き続き、地域包括支援センター、高齢者見守り相談室等との連携を強化していく。 (高齢福祉課)	地域包括支援センター、高齢者見守り相談室等と連携して対応した。 (高齢福祉課)	/	B	引き続き、地域包括支援センター、高齢者見守り相談室等との連携を強化していく。 (高齢福祉課)
	高齢福祉課 障害福祉課 子育て支援課 生活福祉課		今年度も、様々なケースに応じた相談等に対し、個別に対応する。 (障害福祉課)	障害者の個々のケースに応じた相談を行った。 (障害福祉課)		C	今年度も、様々なケースに応じた相談等に対し、個別に対応する。 (障害福祉課)
	引き続き、多様な状況の被害者の個々のケースに応じて、個別に対応する。 (子育て支援課)		多様な状況の被害者に応じて、関係機関の協力のもと柔軟に対応した。 (子育て支援課)	B		引き続き、多様な状況の被害者の個々のケースに応じて、個別に対応する。 (子育て支援課)	
			相談体制の更なる充実により、相談業務の質を向上させる。 (生活福祉課)	相談体制の更なる充実により、相談業務の質を向上させられた。 (生活福祉課)		B	相談体制の更なる充実により、相談業務の質を向上させる。 (生活福祉課)
36	相談機関の周知	被害者が躊躇(ちゅうちょ)せずに相談窓口を利用できるようにするため、DVの相談窓口の情報を記載した周知カードやパンフレット等を作成し、市内公共施設の窓口や医療機関等に配布します。加えて、様々な機会を通じてDVの相談窓口を周知します。	被害者の安全確保を最優先つつ、相談窓口の存在を知ってもらえるような周知の方法を検討する。	DVについて、正しい知識を啓発するため、リーフレットを作成し、窓口や赤ちゃんの駅事業で配布を行った。	/	B	被害者の安全確保を最優先つつ、相談窓口の存在を知ってもらえるような周知の方法を検討する。
	子育て支援課						
37	被害者の安全確保	保護を求める被害者の安全確保を図るため、女性等緊急一時保護費支給事業や緊急一時保護施設(シェルター)を活用します。	被害者への東京女性相談センター一時保護所及び民間シェルターの利用を図る。	被害者の身柄の安全確保のため、東京都女性相談センター及び東京多摩地域民間シェルター連絡会との情報連携及び施設の利用を図った。 平成29年度 緊急一時保護 4件 11人 民間シェルター 1件	/	B	被害者への東京女性相談センター一時保護所及び民間シェルターの利用を図る。
	子育て支援課						

No.	事業名	事業内容	29年度目標 (前年度に記入)	29年度実施内容	目標値	評価	30年度目標
	担当課				現状値		
38	特に支援を要する様々な被害者への対応	特に支援を必要とする外国人、高齢者、障害者等の被害者を確実に保護するため、福祉施設等との連携を図り、必要に応じて施設の活用について検討します。	引き続きネットワークの構築に努める。 (高齢福祉課)	連携する関係機関が増加し、ネットワークの構築が進んでいる。虐待による高齢者の養護者からの引き離しを経て、措置入所を1件実施した。 (高齢福祉課)		B	引き続きネットワークの充実に努め、適切な支援を実施する。 (高齢福祉課)
	高齢福祉課 障害福祉課 子育て支援課 生活福祉課		福祉施設等との連携を図り、虐待を受けた障害者の一時的な保護するための居室の確保など、障害者の擁護に対応する。 (障害福祉課)	擁護者等による虐待を受けた障害者の一時保護するための居室を確保した。 (障害福祉課)		C	今年度も、福祉施設等との連携を図り、虐待を受けた障害者の一時的な保護するための居室の確保など、障害者の擁護に対応する。 (障害福祉課)
			引き続き、個々のケースに対応できるよう、東京都や福祉施設等と連携を図る。 (子育て支援課)	外国人相談者等の個々のケースに応じて対応した。また、緊急な一時保護を要するケースに備え、一時保護を行う民間団体への支援を行った。 (子育て支援課)		B	引き続き、個々のケースに対応できるよう、東京都や福祉施設等と連携を図る。 (子育て支援課)
		福祉施設等との連携を強化し、福祉施設等を活用した確実な保護の実施を行う。 (生活福祉課)	福祉施設等との連携を強化し、福祉施設等を活用した確実な保護の実施を行った。 (生活福祉課)	B	福祉施設等との連携を強化し、福祉施設等を活用した確実な保護の実施を行う。 (生活福祉課)		
39	被害者の支援に係る情報の取扱いへの留意	被害者が加害者に居所を知られることなく生活できるように支援するため、住民基本台帳の閲覧や住民票交付等の取扱いには十分留意します。また、国民健康保険、介護保険、児童手当など住民基本台帳の情報に基づいて事務処理を行う部署においても、情報管理を徹底します。	DV被害者の個人情報の取扱いは特に注意を要するものであり、関係各課による情報共有など、連携する場を設けるよう検討する。	各課の業務において、個人情報等の取扱いには十分に配慮しており、必要に応じて関係各課で情報を共有した。		A	引き続き、DV被害者の個人情報の取扱いには気を付けて、関係各課で連携しながら業務をこなしていく。
	全課						
40	民間シェルターへの支援	保護を求める被害者の緊急一時保護を確実に行うため、民間の緊急一時保護施設運営事業者に対する補助事業を実施します。この事業を通して、民間シェルターの安定的運営を支援します。	引き続き、東京多摩地域民間シェルター連絡会の安定運営のために補助金を交付する。	東京都多摩地域民間シェルター連絡会へ母子緊急一時保護施設補助金を交付し民間シェルターの安定的運営を支援した。		B	引き続き、東京多摩地域民間シェルター連絡会の安定運営のために補助金を交付する。
	子育て支援課						

No.	事業名	事業内容	29年度目標 (前年度に記入)	29年度実施内容	目標値	評価	30年度目標
	担当課				現状値		
41	配偶者暴力相談支援センター機能の検討	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、DV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センター機能を備えるよう検討します。	引き続き、配偶者暴力相談支援センター機能について研究を行う。	配偶者暴力相談支援センター機能について研究を行った。なお、平成30年4月1日現在、都内26市において配偶者暴力相談支援センターを設置している市はない。		B	引き続き、配偶者暴力相談支援センター機能について研究を行う。
	子育て支援課						
42	被害者の自立のための支援	被害者がDVの被害から完全に逃れ、経済的に自立することを支援するため、被害者の状況に応じて、職業訓練や自立支援給付金事業などひとり親家庭に対する各種支援制度を活用します。	引き続き関係機関及び施設との連携により被害者の自立を促す。	被害者の経済的及び心理的支援において、関係機関及び施設との連携により自立支援を行った。		B	引き続き関係機関及び施設との連携により被害者の自立を促す。
	子育て支援課						
43	市内居住希望者に対する支援	被害者の一時保護施設等退所後の生活基盤を確保し、自立した生活を再建するため、市内在住希望者に対する住宅確保の支援を行います。	被害者の安全確保を最優先しつつ、最大限の支援を行うよう努めていく。	市内に住宅を希望する被害者はいなかった。また、市外の施設へ保護した被害者の自立後の住宅確保については、施設との連携により支援を行った。		B	引き続き被害者の安全確保を最優先しつつ、最大限の支援を行う。
	子育て支援課						
44	子どもがいる家庭に対する支援	子どもがいる被害者が子どもとともに安心して生活できるようにするため、学校や保育園等の関係機関との連携により、子育てや教育相談体制を充実させます。また、被害等により子どもを通常どおり就学させることが困難な家庭に対して、就学援助や就学相談を行います。	引き続き関係機関及び施設との連携により被害者の自立を促す。 (子育て支援課)	被害者の経済的及び心理的支援において、関係機関及び施設との連携により自立支援を行った。平成29年度 施設入所者 母子生活支援施設 1世帯 3人 (子育て支援課)		B	引き続き関係機関及び施設との連携により被害者の自立を促す。 (子育て支援課)
	子育て支援課 子ども育成課 教育総務課						
			各関係機関との連携を強化し、問題発生時に速やかに対応できる体制作りと対応マニュアルの整備を進める。 (教育総務課)	児童虐待等が疑われる案件に対しては、学校等の関係機関と連携して速やかに適切な対応を取るよう努めた。 (教育総務課)	B	各種関係機関との連携を強化し、問題発生時に速やかに対応できる体制作りを進める。 (教育総務課)	

No.	事業名	事業内容	29年度目標 (前年度に記入)	29年度実施内容	目標値	評価	30年度目標	
	担当課				現状値			
45	関連する法制度の運用	被害者が加害者に居所を知られることなく生活できるように支援するため、国民健康保険、介護保険、児童手当等について、住民票の異動を経なくてもサービスの利用ができるように、弾力的な運用を図ります。運用に当たっては、各関係部署の連携を密にします。	個人情報の取扱いに十分注意しながら、関係各課の連携を強化して被害者が安心して生活できる環境作りを整備していく。	関係各課による連携や情報共有を行い、DV被害者が安心して必要なサービスを受けられる体制が整備されている。		A	引き続き、個人情報の取扱いに十分注意しながら、関係各課の連携を強化して被害者が安心して生活できる環境作りを整備していく。	
	全課							
46	関係機関との連携強化	DVをはじめとする暴力や人権被害の解決に向けて、警察や東京都等の関係機関、市医師会等の医療関係者や民生・児童委員等の福祉関係者との連携を強化します。必要に応じて、関係機関による行政機関等連絡会を開催します。	民生・児童委員からDV等に関する相談があった場合は、関係機関や関係各課につなぎ、情報共有と対策について検討していく。 (地域福祉課)	民生・児童委員からDV等に関する相談があった場合は、関係機関や関係各課につないでいる。 (地域福祉課)		B	民生・児童委員からDV等に関する相談があった場合は、関係機関や関係各課につなぎ、情報共有と対策について検討していく。 (地域福祉課)	
			「地域ケア会議」をさらに充実させ、関係機関との連携強化に努める。 (高齢福祉課)	地域の課題解決のための「地域ケア会議」等を開催し、関係機関との連携を強化した。 (高齢福祉課)			B	「地域ケア会議」を更に充実させ、関係機関との連携強化に努める。 (高齢福祉課)
			DVをはじめとする暴力や人権被害の解決に向けて、警察や東京都等の関係機関、市医師会等の医療関係者や民生・児童委員等の福祉関係者との連携を強化します。 (障害福祉課)	DVをはじめとする暴力や人権被害の解決に向けての相談支援を行った。 (障害福祉課)			C	今年度も、DVをはじめとする暴力や人権被害の解決に向けて、警察や東京都等の関係機関、市医師会等の医療関係者や民生・児童委員等の福祉関係者との連携を強化します。 (障害福祉課)
	地域福祉課 高齢福祉課 障害福祉課 子育て支援課 生活福祉課		各種関係機関や施設との情報共有を行い、様々なケースの被害に対応できる体制を作る。 (子育て支援課)	東京女性相談センター、児童相談所、周辺市や警察及び相談員との連絡会へ参加し関係機関との情報共有と連携を図った。 (子育て支援課)		B	各種関係機関や施設との情報共有を行い、様々なケースの被害に対応できる体制を作る。 (子育て支援課)	
福祉関係者との連絡会等で情報の収集及び発信を行い、更なる連携の強化を図る。 (生活福祉課)		福祉関係者との連絡会等で情報の収集及び発信を行い、更なる連携の強化を図れた。 (生活福祉課)	B	福祉関係者との連絡会等で情報の収集及び発信を行い、更なる連携の強化を図る。 (生活福祉課)				

No.	事業名	事業内容	29年度目標 (前年度に記入)	29年度実施内容	目標値	評価	30年度目標
	担当課				現状値		
47	庁内各部署の連携の強化	相談や関係窓口で対応する担当者がそれぞれの部署の職責に応じた適切な対応ができるようにするため、庁内連携組織を設置します。庁内関係部署間の連携を通して、被害者が支援を受ける際に必要な各種手続の簡素化・一元化を検討します。	引き続き連絡会組織による連携を図る。	配偶者等暴力被害者支援連絡会により、情報共有と対策について検討及び対応を行った。	/	B	引き続き連絡会組織による連携を図る。
	子育て支援課						

(4) セクシュアル・ハラスメントや性犯罪の防止と被害者の支援

48	セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為防止に向けた広報・啓発	市内のあらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメントやストーカー行為の発生防止に向けて、市報や市ホームページ等の様々な手段や機会を活用して情報を提供し、意識啓発に努めます。	国際ガールズデーや女性に対する暴力をなくす運動の期間に合わせ、パネル展やSNS等による情報発信を行うほか、講座や講演会等の実施により市民に対し直接的な意識啓発を働きかける。	国際ガールズデー及び女性に対する暴力をなくす運動の期間に合わせ、市役所と緑が丘ふれあいセンターでパネル展を実施したが、講座や講演会は実施しなかった。	/	D	国際ガールズデーや女性に対する暴力をなくす運動の期間に合わせ、パネル展以外の方法で啓発活動を行う。
	協働推進課						
49	庁内等におけるセクシュアル・ハラスメント対策【重点事業】	就労の場(市役所)、教育の場(学校)におけるセクシュアル・ハラスメントの発生防止に向けて、市職員及び教職員に対するセクシュアル・ハラスメント防止研修等を実施します。 【重点目標】 セクシュアル・ハラスメント防止研修の実施	引き続き、東京都市町村職員研修所が実施する研修への職員派遣を実施するとともに、ハラスメント防止研修を実施する。 (職員課)	東京都市町村職員研修所が実施する「ハラスメントの防止」を含む管理者研修への職員派遣を行った。また、平成29年3月に武蔵村山市職員ハラスメント防止の指針が策定されたことに伴い、管理者向けの「ハラスメント防止研修」を実施した。 (職員課)	年1回	B	引き続き、東京都市町村職員研修所が実施する研修への職員派遣を実施するとともに、ハラスメント防止研修を実施する。
	職員課 教育指導課		職員一人ひとりがハラスメント防止の意識を持つよう、研修の実施を検討する。 (教育指導課)	各小・中学校において、セクシュアル・ハラスメントの発生防止に係る研修会を、全教員を対象に年間2回実施した。 (教育指導課)	1回		
50	性暴力の根絶に向けた広報・啓発の推進	性暴力、性犯罪の実態についての広報や関係法令の周知等を通して、性犯罪の根絶を図ります。	国際ガールズデーや女性に対する暴力をなくす運動の期間に合わせ、パネル展やSNS等による情報発信を行うほか、講座や講演会等の実施により市民に対し直接的な意識啓発を働きかける。	性犯罪防止に関するパネル展を市役所で実施したが、講座や講演会は実施しなかった。	/	C	パネル展以外の方法で啓発活動を行う。
	協働推進課						

No.	事業名	事業内容	29年度目標 (前年度に記入)	29年度実施内容	目標値	評価	30年度目標
	担当課				現状値		
51	セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為等の被害者支援の充実	セクシュアル・ハラスメントや性犯罪、ストーカー行為の被害者が二次被害を受けることを防ぐため、相談員の資質向上に努めるとともに、プライバシー保護に配慮した相談窓口の運営や臨床心理士等による相談の実施について検討します。	引き続き相談事業を毎月実施し、男女共同参画やジェンダーの視点を持った専門的立場からの助言を行う相談を実施するとともに、窓口の周知を積極的に行い、市民が気軽に利用できるよう努める。 (協働推進課)	女性弁護士による法律相談と、心の保健室について、相談日を毎月市報に掲載したほか、情報誌YOU・Iと緑が丘ふれあいセンターのパンフレットに窓口の情報を掲載し、市内各方面に配布した。 平成29年度相談件数56件 (協働推進課)		B	引き続き相談事業を毎月実施し、男女共同参画やジェンダーの視点を持った専門的立場からの助言を行う相談を実施するとともに、窓口の周知を積極的に行い、市民が気軽に利用できるよう努める。 (協働推進課)
	協働推進課 子育て支援課		引き続き、相談室(個室)を利用した相談業務を行っていく。 (子育て支援課)	相談業務において、相談室(個室)の利用や個人情報等の取扱には十分な配慮を図っている。ただし、臨床心理士による相談業務実施については検討していない。 (子育て支援課)			B
52	庁内等におけるセクシュアル・ハラスメント苦情相談・苦情処理体制の充実	就労の場(市役所)、教育の場(学校)においてセクシュアル・ハラスメントが発生した場合には、被害者からの相談を受けて迅速に対応することのできる苦情処理体制を整備します。	武蔵村山市職員ハラスメント防止の指針に基づき、引き続き苦情相談・苦情処理体制の充実を図る。 (職員課)	ハラスメントの相談等に対し、迅速かつ適切に対応した。 (職員課)		B	武蔵村山市職員ハラスメント防止の指針に基づき、引き続き苦情相談・苦情処理体制の充実を図る。 (職員課)
	職員課 教育指導課		各小中学校において、セクシュアル・ハラスメントに関する実態調査を行う。 (教育指導課)	各小・中学校に男・女それぞれのセクシャル・ハラスメント相談担当教員を設置し、被害者からの相談に迅速に対応するための体制づくりを行った。具体的な相談については認められなかった。 (教育指導課)			C

目標3 様々な分野における男女共同参画の推進

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

No.	事業名	事業内容	29年度目標 (前年度に記入)	29年度実施内容	目標値	評価	30年度目標
	担当課				現状値		
53	各種審議会等への女性の参画促進 【重点事業】	審議会等の委員構成が男女いずれか一方の性に偏ることのないようにするため、絶えず委員の登用状況を見直します。 【重点目標】 審議会等委員の女性割合	女性委員の参画状況を確認するための調査を実施し、女性委員の比率を把握した上で、各課に対して積極的な登用に努めるよう促す。また、女性委員が会議に参加しやすいように、保育付きで会議を開催するよう各課に対して促していく。	各課における公募委員の女性委員の比率を調査し、現状を把握した。また、育児中の女性でも会議に参加しやすいよう、一時保育の制度化に向けて検討した。	40%	C	公募委員比率の拡大を図るため、審議会等における公募委員割合の基準を策定する。
	企画政策課 協働推進課				29%		
54	市役所における女性管理職登用の促進	本市の政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため、職員に対し、管理職試験の受験を促します。	引き続き対象者に受験を促し、女性割合が向上するよう努める。	対象者に東京都市町村職員研修所が実施する管理職昇進前研修の受講や管理職試験の受験を促したが、女性の管理職昇任者は出なかった。		C	引き続き対象者に受験を促し、女性管理職の割合が向上するよう努める。
	職員課						
55	広聴機会の充実	市民の市政への参画意識の高揚を図り、政策・方針決定過程に女性が参画しやすい環境を整備して女性の視点を市政全般に反映させるため、広聴機会の充実に努めます。	市民と市長のタウンミーティングにおいて保育サービスを継続し、子育て世代の市民が参加しやすい環境に配慮した回を設定することで、女性の参画を促していく。	市民と市長のタウンミーティング会場では保育サービスを行い、子育て世代の参加を促したが、サービス利用者はいなかった。		C	市民と市長のタウンミーティングにおいて保育サービスを継続し、子育て世代の市民が参加しやすい環境に配慮した回を設定することで、女性の参画を促していく。
	秘書広報課						
56	女性リーダー育成	地域活動の活動方針の決定過程等を中心的に担うリーダーや役員等への女性の参画を促すため、女性リーダーを育成する研修・講座を開催します。また、研修・講座参加者のネットワークづくりを支援します。	女性リーダーを育成する講座・交流会を実施するほか、起業などのキャリアアップを支援する講座を実施する。	女性の起業を支援する起業フェスタを3回実施したが、女性リーダーを育成する講座・交流会は実施しなかった。		C	女性リーダーを育成する講座・交流会を実施するほか、起業などのキャリアアップを支援する講座を実施する。
	協働推進課						

No.	事業名	事業内容	29年度目標 (前年度に記入)	29年度実施内容	目標値	評価	30年度目標
	担当課				現状値		
57	農業、自営業への男女共同参画	農業、自営業分野において女性が果たしている役割の重要性に照らして、女性が業務に参加・協力するだけでなく、経営に参画できるように働きかけを行います。併せて、農業、自営業分野の女性を取り巻く労働条件、生活環境の改善に向けた情報提供に努めます。	家族協定締結農家を新たに1件増加させる。	農業経営改善計画認定を申請した農業者のうち、1件について家族経営協定書を締結した。		B	昨年度同様、認定農業者申請者に対し家族経営協定締結を働きかけ、効率的、かつ、安定した農業経営ができるよう促す。
	産業振興課						
58	市内事業所における女性登用の促進	市内事業所における方針決定過程への女性の参画を促進するため、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の導入等に関する情報提供を行います。	市ホームページやフェイスブックでポジティブ・アクションの意味や内容を啓発する。	ポジティブ・アクションに関する情報提供や周知啓発の取組みは行わなかった。		E	市ホームページやフェイスブックでポジティブ・アクションの意味や内容を啓発する。
	協働推進課						
59	女性教員の管理職登用の促進	教育の場における方針決定過程への女性の参画を促進するため、女性教員に対し、管理職試験の受験を促します。	女性教員の主任教諭・主幹教諭の受験率を上げるよう奨励していく。	各小・中学校長を通して該当する教員へ具体的に受験を促した。主任教諭受験者21人中、11人が女性の受検者であった。		B	教員としてのライフステージを具体的に描き、志をもって職務に励むことができるよう、該当する教員に対し、管理職への受験を積極的に促していく。
	教育指導課						

(2) 地域社会における男女共同参画の推進

60	男女共同参画の推進を担う地域活動団体の育成と連携 【重点事業】	地域における男女共同参画を推進するため、地域で男女共同参画社会の実現に向けた公益的な活動を行う市民グループ(団体)を育成するとともに、連携を強化します。 【重点目標】 男女共同参画団体の発足数	緑が丘ふれあいセンターの事業で、センターを利用している団体の活動紹介やブース出展等の機会を設け、男女共同参画の活動について意識作りを行う。	緑が丘ふれあいセンターの利用団体の紹介コーナーを設けており、事業実施を通じて各種団体との連携はしているが、男女共同参画の推進を主な活動とする団体の発足には至っていない。	2団体	D	緑が丘ふれあいセンターの事業で、センターを利用している団体の活動紹介やブース出展等の機会を設け、男女共同参画の活動について意識作りを行う。
	協働推進課				0団体		

(3) 防災分野における男女共同参画の推進

61	消防団、自主防災組織への女性の参画促進	防災分野における固定的な性別による役割分担意識の解消のため、消防団への女性の入団を促進します。また、自主防災組織への男女双方の参画を促します。	女性消防団に関しては、目標値である10名の参画に引き続き入団を推進していく。自主防災組織に関しては、男女双方の参画を今まで同様促していく。	現在7名で活動している。引き続き、10名の団員確保をめざし活動していく。自主防災組織への女性の参画は高いものと思われる。引き続き男女双方の参画をお願いしている。		B	女性消防団に関しては、目標値である10名の参画に引き続き入団を推進していく。自主防災組織に関しては、男女双方の参画を今まで同様促していく。
	防災安全課						

No.	事業名	事業内容	29年度目標 (前年度に記入)	29年度実施内容	目標値	評価	30年度目標
	担当課				現状値		
62	男女共同参画の視点に立った地域防災計画の推進	男女共同参画の視点を踏まえた災害対応を図るため、地域防災計画の見直しに当たっては、男女共同参画の視点を反映させます。	今後、見直しの必要性が発生した場合は、男女共同参画の視点を反映させていく。	平成31年度に地域防災計画(平成26年3月修正)を見直す予定であり、見直しに向けて、男女共同参画の視点を反映させた準備を実施している。		D	来年度に地域防災計画(平成26年3月修正)を見直す予定であり、見直しに向けて、男女共同参画の視点を反映させた準備を実施していく。
	防災安全課						
63	避難所における男女共同参画の推進	災害発生時の女性の人権を擁護するため、避難所の運営に女性を参画させるよう検討します。	避難所体験訓練時等を捉え、女性目線に関する意見交換を実施する等、避難所運営の充実を図っていく。	避難所管理運営マニュアル作成にあたり、女性職員との意見交換を実施し、女性目線のマニュアル作成に努めた。また、平成29年度避難所体験訓練において、本年3月に東京都より発行された、東京防災女性版の「東京くらし防災」を配布するなど、防災意識の向上に努めた。		B	各避難所での避難所管理運営マニュアルの作成にあたり、避難所運営に女性の意見が反映できるように、女性目線に関する意見交換等を取り入れ、避難所管理運営マニュアルを策定していく。
	防災安全課						
64	防災会議委員への女性の登用【重点事業】	男女共同参画の視点を踏まえた災害対応を図り、災害発生時の女性の人権を擁護するため、市防災会議委員に女性を積極的に登用します。 【重点目標】 防災会議の女性委員数	目標値である4名の女性委員の参画を目指し、災害発生時の女性の人権を擁護するため体制づくりをめざす。	平成30年3月31日現在、2名の女性委員が参画している。引き続き、防災会議等で登用について推進していき、目標値である4名の女性委員の参画をめざしていく。	4人	D	目標値である4名の女性委員の参画を目指し、防災会議等で登用について働きかけするなど、災害発生時の女性の人権を擁護するため体制づくりをめざす。
	防災安全課				2人		

(4) 国際理解・国際交流の推進

65	国際ガールズ・デーに連動した国際交流イベントの開催【重点事業】	開発途上国を中心とした世界の国々における女子(18歳未満)の境遇を理解し、女子の持つ可能性についての社会的意識を向上させるため、国連が平成23年に定めた「国際ガールズ・デー」にちなんで国際交流イベントを緑が丘ふれあいセンターで開催します。 【重点目標】 イベントの開催回数	国際ガールズデーに合わせて映画の上映やワークショップを開催するほか、パネル展示やフェイスブックによる啓発を行う。	国際ガールズデーの期間に、映画「私はマララ」の上映及びパネル展を行った。	1回	B	国際ガールズデーに合わせて映画の上映やワークショップを開催するほか、パネル展示やフェイスブックによる啓発を行う。
	協働推進課				1回		
66	国際交流の推進と外国都市との友好交流の促進	市民が諸外国の生活習慣や文化に接し、外国人との親善交流を通じて相互の理解を深め、国際的視野を持つことを支援するため、市内在住外国人や横田基地住民との交流や青少年の海外派遣、国際理解教育推進事業(外国青年英語教育推進事業)等を通じた友好交流を促進します。	広く市民を対象にした国際交流事業の実施を検討する。 (協働推進課)	市内の高校生を対象に、横田基地英語ツアーを実施し、文化交流を図った。 参加者 31名 (協働推進課)		B	広く市民を対象にした国際交流事業の実施を検討する。 (協働推進課)
	協働推進課 教育指導課				横田基地での交流事業など、市内小中学生のための国際理解教育の充実を図る。 (教育指導課)		

目標4 就労における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 男女とも多様な働き方のできる社会の形成

No.	事業名	事業内容	29年度目標 (前年度に記入)	29年度実施内容	目標値	評価	30年度目標
	担当課				現状値		
67	市民・事業者に向けた情報提供	就労の場における男女平等の取扱いを徹底するとともに、就労形態による差別を防止するため、市内事業者に対して各種制度や多様な働き方に関する情報提供を行い、均等待遇に向けた理解を促します。市民に対しては、非正規雇用の現状やパートタイム労働法、労働者派遣法の内容など多様な労働形態についての情報提供を行います。	チラシやパンフレットの配布により、市内事業所等に対し、就労の場における男女平等の取扱いについて啓発していく。	事業者に対しては、商工会を通じて、東京都労働相談情報センター等が発行する労働環境啓発資料の情報提供を行った。市民に対しては、市民向けの啓発情報やパンフレットの提供を行った。		C	昨年度同様にチラシやパンフレットの配布により、市内事業所等に対し、就労の場における均等待遇に向けた理解等について啓発していく。
	産業振興課						
68	復職・再就職等を支援する講座の開催【重点事業】	復職・再就職を希望する市民が円滑に職場復帰・再就職できるようにするため、男女共同参画センター「ゆーあい」で復職・再就職に当たって必要なビジネススキル等を解説する講座を行います。【重点目標】講座の開催回数	マザーズハローワーク等と連携し、ウィメンズチャレンジプロジェクトの名を冠した創業・再就職支援の講座を実施する。また、女性が積極的に創業・再就職等に踏み出せるための意識啓発を行っていく。	女性が自立するための再就職支援としてマザーズハローワークと連携したウィメンズチャレンジプロジェクト再就職セミナーを3回実施した。	年1回	B	事業を実施するにあたり、十分な広報を行い、集客を高める。
	協働推進課				3回		
69	女性の起業に関する情報提供・支援	家庭生活と仕事を両立する働き方として起業（企業・NPO）を目指す女性を支援するため、起業に関する情報提供や相談等を行います。	マザーズハローワーク等と連携し、ウィメンズチャレンジプロジェクトの名を冠した創業・再就職支援の講座を実施する。また、女性が積極的に創業・再就職等に踏み出せるための意識啓発を行っていく。	女性が自立するための再就職支援としてマザーズハローワークと連携したウィメンズチャレンジプロジェクト再就職セミナーを3回実施した。また、創業・起業を経験した人を招いたワークショップ「プチ起業フェスタ」を2回実施した。		B	引き続き、就労支援・創業支援を行っていく。また、女性が積極的に創業・再就職等に踏み出せるための意識啓発を行っていく。
	協働推進課						

No.	事業名	事業内容	29年度目標 (前年度に記入)	29年度実施内容	目標値	評価	30年度目標
	担当課				現状値		

(2)ワーク・ライフ・バランスの推進

70	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた就労支援	女性が家事、育児、介護の負担のために仕事を辞めることなく就労を継続したり、一度仕事を辞めた女性が円滑に再就職できたりするため、育児・介護サービスを充実させるとともに、再就職に役立つ情報提供や就労に関する相談等の支援を行います。	<p>マザーズハローワーク等と連携し、ウイメンズチャレンジプロジェクトの名を冠した創業・再就職支援の講座を実施する。また、女性が積極的に創業・再就職等に踏み出せるための意識啓発を行っていく。</p> <p>(協働推進課)</p>	<p>女性の再就職支援としてマザーズハローワークと連携したウイメンズチャレンジプロジェクト再就職セミナーを3回実施した。</p> <p>(協働推進課)</p>		B	<p>引き続き、就労支援・創業支援を行っていく。また、女性が積極的に創業・再就職等に踏み出せるための意識啓発を行っていく。</p> <p>(協働推進課)</p>
			<p>ハローワークと連携し、女性の就労・再就労のための相談会及び面接会を実施する。</p> <p>(産業振興課)</p>	<p>ウイメンズチャレンジプロジェクト(緑が丘ふれあいセンター)とマザーズハローワーク、ハローワーク立川と連携し、女性向けのセミナー・面接会・相談会を開催した。</p> <p>(産業振興課)</p>		B	<p>今年度もマザーズハローワークなどと連携を図り、女性の就職支援を行っていく。また、「武蔵村山市地域人材確保・育成支援事業」において、職場環境改善を含めた女性の就労支援を行っていく。</p> <p>(産業振興課)</p>
	協働推進課 産業振興課 高齢福祉課 子ども育成課		<p>平成29年4月からの新しい介護予防・日常生活支援総合事業への移行に向け、基準を緩和したサービスとしてシルバー人材センターや地域の活動団体等の高齢者を活用していく。</p> <p>(高齢福祉課)</p>	<p>介護予防・日常生活支援総合事業の開始により、事業対象者に対する訪問・通所サービスを確立し、女性の介護負担軽減につながる環境を整備した。特に訪問事業においては、シルバー人材センターを活用した基準緩和委託型も実施した。</p> <p>(高齢福祉課)</p>		B	<p>引き続き、女性の介護負担軽減につながるよう、介護予防・日常生活支援総合事業の実施・充実に努める。</p> <p>(高齢福祉課)</p>
			<p>女性が育児のために仕事を辞めることのないよう、保育所等における保育サービスを実施し、待機児童の減少を目指す。</p> <p>(子ども育成課)</p>	<p>女性が育児のために仕事を辞めることのないよう、保育所等における保育サービスを実施した。待機児童数(旧定義)</p> <p>平成29年4月 27人 平成28年4月 11人 平成27年4月 22人</p> <p>(子ども育成課)</p>		C	<p>女性が育児のために仕事を辞めることのないよう、保育所等における保育サービスを実施し、待機児童の減少を目指す。</p> <p>(子ども育成課)</p>

No.	事業名	事業内容	29年度目標 (前年度に記入)	29年度実施内容	目標値	評価	30年度目標
	担当課				現状値		
71	職場環境の見直し、意識改革の推進	市民が自ら希望する形でワーク・ライフ・バランスを実現させることを支援するため、国や東京都等の関係機関との連携により、市内事業所の労働時間の柔軟な取扱いの推進や育児・介護休業取得環境の整備等の取組への支援と啓発を行います。	雇用の充実を図りつつ、引き続き労働環境に関する情報発信を継続していく。	ハローワーク及び東京しごとセンターから提供される情報やパンフレットの提供を行った。また、東京都労働相談情報センター等の発行する労働環境啓発資料の提供を行った。	/	D	引き続き労働環境に関する情報発信を継続していく。また、「武蔵村山市地域人材確保・育成支援事業」において、働き方や育児休業等に対する職場環境の改善支援を行っていく。
	産業振興課						
72	ワーク・ライフ・バランス推進事業所の認定【重点事業】	ワーク・ライフ・バランスの推進に関する機運を高めるため、市内で従業員のワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組んでいる事業所の情報を収集します。また、顕著な効果を挙げている市内中小事業所をワーク・ライフ・バランス推進事業所と認定して、取組を支援することを検討します。 【重点目標】 認定企業数	近隣自治体や東京都の取組を参考にしながら、認定制度の構築について検討する。	事業者にアンケートを実施し、認定制度の構築にあたり事業者の実情を把握した。	1企業	C	認定制度の実施について、地域の実情にあった制度の構築を検討する。
	協働推進課				0企業		
73	地域活動への支援	男女とも地域で趣味や余暇を生かした活動に参加し、心豊かな生活が実現できるようにするため、自治会活動、NPO活動、地域活動等を支援します。	引き続き市内の自治会に対し補助金の交付を行っていくとともに、ボランティア・市民活動センターと連携し、男女ともに充実した市民活動を行える環境作りやNPO支援を行う。	コミュニティデザインをテーマにYOU・Iフォーラムを実施し、44名の参加があった。また、市民活動団体の活動紹介の場として、元気フェスタを開催したほか、市内の自治会に対し自治会活動費補助金を交付した。	/	B	引き続き市内の自治会に対し補助金の交付を行っていくとともに、ボランティア・市民活動センターと連携し、男女ともに充実した市民活動を行える環境作りやNPO支援を行う。
	協働推進課						
74	多世代の交流支援	男女とも多くの市民が自ら居住する地域で個性や能力を生かして地域活動に参加できるようにするため、地域で高齢者と子どもたちが集い、ともに学んだり活動したりできる場を設けます。	トークやアートなど、多世代の交流を図り、多様性を受け入れることを目的とした講座を開催する。	ライブペインティングなど、子どもからお年寄りまで参加できる多世代交流事業を1回開催した。	/	B	引き続き、トークやアートなど、多世代の交流を図り、多様性を受け入れることを目的とした講座を開催する。
	協働推進課						

No.	事業名	事業内容	29年度目標 (前年度に記入)	29年度実施内容	目標値	評価	30年度目標
	担当課				現状値		
75	特に支援を要する 市民に対する支援 の充実	生活上の困難を抱える ひとり親家庭、障害者と その介助者等が経済的 に自立するため、就労に 向けた技能取得や相談 等の支援を行います。ま た、こうした市民のワー ク・ライフ・バランスの実 現に向けて、相談の機会 を設ける等の支援を行 います。	引き続き広報活動により 市民への周知を図り、庁 内外で開催される研修 等を受講し、支援の充実 を図る。 (地域福祉課)	市報、市ホームページや チラシ等により相談窓口 の設置を市民へ周知す ることに努めた。また、相 談者に対して生活相談 や就労支援だけでなく、 関係機関への橋渡しを 行い、各種制度の利用 等を支援した。 (地域福祉課)	/	B	引き続き広報活動 により市民への周 知を図り、庁内外で 開催される研修等 を受講し、支援の 充実を図る。 (地域福祉課)
			障害者の一般就労の機 会の拡大を図るととも に、障害者が安定して働 き続けられるよう身近な 地域において就労・生活 面の支援を一体的に提 供する。また、授産施設 等への働きかけを行い、 福祉的就労から一般就 労への意識付けを行っ ていく。 (障害福祉課)	生活上、自立するた めに、一般企業等への就 労を希望する障害者に 対し、社会参加及び自立 を促すための就労支援 及び生活支援を行った。 (障害福祉課)		C	今年度も、障害者 の一般就労の機会 の拡大を図るととも に、障害者が安定 して働き続けられる よう身近な地域に おいて就労・生活 面の支援を一体的 に提供する。また、 授産施設等への働 きかけを行い、福 祉的就労から一般 就労への意識付け を行っていく。 (障害福祉課)
	引き続きひとり親家庭の 制度等を活用し経済的 自立に向けた取組みを 行うとともに、相談や制 度の存在を周知し、より 多くの支援ができるよう 努める。 (子育て支援課)		ひとり親家庭への就労に 向けた相談及び高等技 能訓練給付制度等を活 用して経済的自立を促 進した。また、就労支援 のため、ハローワークと 連携して、出張相談会を 開催した。 (子育て支援課)	B		引き続きひとり親家 庭の制度等を活用 し経済的自立に向 けた取組みを行うと ともに、相談や制度 の存在を周知し、よ り多くの支援ができ るよう努める。 (子育て支援課)	
	事業対象者の技能習得 や相談等の支援の質を 向上させる。 ワーク・ライフ・バラ ンスの実現に向けた相談 の機会 of 更なる充実を 図る。 (生活福祉課)		事業対象者の技能習得 や相談等の支援の質を 向上させる。 ワーク・ライフ・バラ ンスの実現に向けた相談 の機会 of 更なる充実を 図れた。 (生活福祉課)	B		事業対象者の技能 習得や相談等の支 援の質を向上させ る。 ワーク・ライフ・バラ ンスの実現に向 けた相談の機会 of 更 なる充実を図る。 (生活福祉課)	
地域福祉課 障害福祉課 子育て支援課 生活福祉課							

No.	事業名	事業内容	29年度目標 (前年度に記入)	29年度実施内容	目標値	評価	30年度目標
	担当課				現状値		

(3) 男性の家事・育児・介護への参加の促進

76	長時間労働縮減に向けた啓発	市内の事業所に対し、従業員の長時間労働の縮減と年次有給休暇の取得促進に関する啓発を行います。	広報紙、ホームページを活用して広く市民に周知・啓発を行う。	東京都労働相談情報センター等の発行する労働環境啓発資料の提供を行った。		D	引き続き、広報紙、ホームページを活用して広く市民に周知・啓発を行う。また、「武蔵村山市地域人材確保・育成支援事業」において、長時間労働などの職場環境の改善支援を行っていく。
	産業振興課						
77	家庭内での男女平等意識の推進	男女が共に家庭責任を担い、仕事と家事・育児を両立できるようにするため、講座等を通して特に男性の育児への参加を促し、夫婦で協力して子育てに取り組むことを支援します。	引き続き男性を対象にした、家事や生活自立支援の講座を実施する。	男性・子どもの自立支援及び家庭への参画促進を目的として、男性向け料理講座や父子講座を実施した。		B	引き続き男性を対象にした、家事や生活自立支援の講座を実施する。
	協働推進課						
78	男性の育児・介護休業取得に向けた啓発・支援と事業者への働きかけ	男性の育児・介護休業の取得を促すため、市報や市ホームページ等の各種媒体を用いて休業の対象者である男性従業員や市内事業者に向けた制度の周知に努めます。	男性の育休休暇取得について、市報、ホームページ、SNS等の媒体を用いて市民への啓発を行う。	庁内広報誌に男性職員の育休休暇取得を奨励するコラムを掲載し、意識啓発を行ったが、市民へ向けての啓発は特に行わなかった。		C	男性の育休休暇取得について、ホームページ、SNS等の媒体を用いて市民への啓発を行う。
	協働推進課						
79	モデルケースの紹介【重点事業】	男性の家庭生活への参画意識を高め、家事・育児等を実践することを支援するため、既にワーク・ライフ・バランスを実践している男性市民をモデルケースとして紹介します。 【重点目標】ワーク・ライフ・バランス講座、パネル展の開催回数	ワーク・ライフ・バランスのモデルケースとなる男性を、市報、ホームページ、SNS、情報誌YOU・I等の媒体を用いて市民へ発信する。	男性向け料理講座や父子講座を実施したが、ワーク・ライフ・バランスのモデルケースとなる男性の紹介はできなかった。	2回	C	ワーク・ライフ・バランスのモデルケースとなる男性を、市報、ホームページ、SNS、情報誌YOU・I等の媒体を用いて市民へ発信する。
	協働推進課				2回		

男女共同参画推進市民委員会からの意見

武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会は、誰もが自分らしくイキイキと暮らせる社会の実現を目指して、男女共同参画を啓発する事業や男女共同参画に関する調査研究等を行っています。

平成29年度の推進状況を見ると、A評価及びB評価の件数が増加しています。全体的な推進は徐々に図られていると思われ、今後一層の推進が期待されます。現状に留まるのではなく、積極的な取組を行っていただきたいです。

事業の中には、男女共同参画関連用語や施設の認知度等を調査するためアンケートを実施するものがあるようです。調査をする機会を捉えて、市民がわかりやすいように具体的な周知・啓発も併せて行っていただきたいと思います。

市内事業所との連携は、第四次男女共同参画計画の基礎調査として実施した事業所アンケートをきっかけに、ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画センターなどの情報を積極的に提供し、つながりをもってもらいたいと思います。

また、男女共同参画があまり進展していない分野（男性の育休取得、防災における女性の参画など）においては、まずは市の職員が率先して取り組むことで、市民への導入が促されると思います。

市民委員会では、市民ならではの視点と発想を活かしながら、今後も計画の推進に関わっていきます。

参考資料

武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会設置要綱

武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会委員名簿

武蔵村山市男女共同参画推進委員会設置要綱

武蔵村山市男女共同参画推進委員会委員名簿

武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会設置要綱

平成 12 年 3 月 16 日
訓令（乙）第 21 号

（設置）

第 1 条 男女共同参画社会の実現をめざし、武蔵村山市男女共同参画計画の効果的な推進と市民の参画を促進するため、武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 男女平等・男女共同参画に関する調査研究
- （2） 武蔵村山市（以下「市」という。）が行う男女共同参画計画の推進に関する事務への協力
- （3） 男女共同参画推進の啓発に関すること。
- （4） その他、市長が必要と認める事項

（組織）

第 3 条 委員会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員 10 人以内をもって組織する。

- （1） 識見を有する者
- （2） 市内で活動する市民活動団体の関係者
- （3） 市内で活動する公共的団体の代表者又はその構成員
- （4） 公募による市民（市内に住所を有し、又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。）
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

（委員長及び副委員長）

第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（任期）

第 6 条 委員長、副委員長及び委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

（庶務）

第 7 条 委員会の庶務は、協働推進部協働推進課において処理する。

（委任）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 4 月 27 日訓令（乙）第 35 号）

この要綱は、平成 13 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 16 年 3 月 31 日訓令 (乙) 第 28 号)

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 3 月 24 日訓令 (乙) 第 22 号)

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 3 月 23 日訓令 (乙) 第 15 号)

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 27 日訓令 (乙) 第 21 号)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 3 月 24 日訓令 (乙) 第 16 号)

この要綱は、平成 26 年 3 月 24 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 18 日訓令 (乙) 第 30 号)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 6 月 21 日訓令 (乙) 第 126 号)

この要綱は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会委員名簿

区 分	氏 名
委員長	峰 岸 喬
副委員長	諸 橋 泰 樹
委員	安 島 てつや
委員	大 槻 千 聡
委員	建 部 直 哉
委員	南 葉 子
委員	高 橋 幸 子
委員	小 島 晴 幸
委員	百 瀬 佑 子
委員	深 松 加 絵

武蔵村山市男女共同参画推進委員会設置要綱

平成12年3月16日
訓令（乙）第20号

（設置）

第1条 男女共同参画社会の実現をめざし、武蔵村山市男女共同参画計画の効果的な推進を図るため、武蔵村山市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、武蔵村山市男女共同参画計画に基づく施策に関し必要な事項を協議し、その効果的な推進を図る。

（組織）

第3条 委員会は、委員12人で組織する。

2 委員は、協働推進部長、企画財務部秘書広報課長、同部企画政策課長、総務部職員課長、同部防災安全課長、協働推進部産業振興課長、健康福祉部高齢福祉課長、同部子育て支援課長、同部健康推進課長、教育部教育指導課長、指導・教育センター担当課長及び同部スポーツ振興課長の職にある者をもって充てる。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は協働推進部長の職にある委員を、副委員長は健康福祉部子育て支援課長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が召集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、協働推進部協働推進課において処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月28日訓令（乙）第8号）

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日訓令（乙）第27号）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

一部改正（平成20年7月15日訓令（乙）第134号）

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

一部改正（平成24年2月23日訓令（乙）第11号）

附 則（平成25年7月1日訓令（乙）第116号）

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日訓令（乙）第26号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日訓令（乙）第29号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月28日訓令（乙）第156号）

この要綱は、平成31年1月4日から施行する。

武蔵村山市男女共同参画推進委員会委員名簿

区分	職名	氏名
委員長	協働推進部長	山田 義高
委員	秘書広報課長	小延 明子
委員	企画政策課長	鈴木 義雄
委員	職員課長	島田 拓
委員	防災安全課長	福井 勇
委員	産業振興課長	古川 敦司
委員	高齢福祉課長	安齋 高
委員	子育て支援課長	三條 博美
委員	健康推進課長	中野 育三
委員	教育指導課長	佐藤 敏数
委員	指導・教育センター担当課長	勝山 朗
委員	スポーツ振興課長	指田 政明

武蔵村山市第三次男女共同参画計画
平成29年度
推進状況調査報告書

平成31年1月

発行 武蔵村山市男女共同参画推進委員会
(事務局) 武蔵村山市 協働推進部 協働推進課
〒208-8501
武蔵村山市本町一丁目1番地の1
電話 042-565-1111 (代表)